

ねんりんピック紀の国わかやま2019医療救護実施要領

1 目的

この実施要領は、ねんりんピック紀の国わかやま2019医療救護要綱に基づき、ねんりんピック紀の国わかやま2019（以下「大会」という。）に参加する選手・監督・役員、その他大会関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の医療救護の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施方針

ねんりんピック紀の国わかやま2019実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及びねんりんピック紀の国わかやま2019交流大会会場地市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）は、医療救護の実施について関係機関及び団体等の協力を得て、相互の連絡調整等、密接な連携のもとに業務を遂行する。

3 救護本部及び各会場における業務

(1) 県救護本部

県実行委員会が設置する救護本部（以下「県救護本部」という。）は、大会全体の医療救護を統括するため、次の業務を行う。

ア 情報の収集・用途

(ア) 大会に先立ち、交流大会に参加する選手及び監督は「第32回全国健康福祉祭和歌山大会（ねんりんピック紀の国わかやま2019）健康等に関する誓約書」（以下、「誓約書」という。）により健康等について誓約を行う。

(イ) 誓約書は、選手派遣団体がとりまとめ、県実行委員会に提出するものとする。

(ロ) 大会期間中、誓約書は県救護本部で原本を保管し、写しを市町実行委員会へ貸与する。また、緊急時における緊急連絡先・医療機関等との連絡以外の目的では使用しないこととする。

(ハ) 誓約書は厳重に保管し、終了後は適正に廃棄する。本票で知り得た個人情報については、「和歌山県個人情報保護条例」（平成14年12月24日条例第66号）、会場地市町個人情報保護条例または選手派遣団体が定める個人情報保護規程に準じて取り扱うこととする。

(ニ) ねんりんピック紀の国わかやま2019選手団IDカードに別紙2の事項を記載し、選手・監督・役員（以下「選手団」という。）の医療救護に活用する。

(ホ) 大会前日及び大会期間中においては、大会参加者等の医療救護状況に関する情報の収集を行う。

イ 搬送者発生時の連絡調整

選手団で医療機関への搬送者が発生した場合は、都道府県及び政令指定都市の派遣担当部局を通じて、当該搬送者の家族等関係者並びに関係市町実行委員会へ連絡する。

ウ その他

医療救護に関し、必要と認められる業務を行う。

(2) 市町救護本部

市町実行委員会が設置する救護本部（以下「市町救護本部」という。）は、運営する交流大会の救護所における医療救護を統括するため、次の業務を行う。

ア 情報の収集

大会期間中における大会参加者等の医療救護状況に関する情報の収集を行う。

イ 定期報告

各日の交流大会終了後、速やかに県救護本部に対し F A X で医療救護状況定期報告書（様式 1）により報告する。

ウ 緊急報告

交流大会会場で大会参加者等が医療機関へ搬送された場合には、県救護本部へ速やかに電話連絡の上、F A X で救護台帳兼医療救護状況緊急報告書（様式 2）により報告する。

エ その他

医療救護に関し、必要と認められる業務を行う。

(3) 救護所

ア 県実行委員会及び市町実行委員会は、それぞれ所管する会場に必要な数の救護所を設置し運営する。なお、市町実行委員会において、複数の救護所の設置を要さない場合は、市町救護本部が救護所を兼ねることができる。

イ 原則として、1 救護所あたり医師 1 人、看護に従事する者（看護師又は保健師） 2 人及び救護係員等で構成するものとする。

ウ 救護所は、別に定める「ねんりんピック紀の国わかやま 2 0 1 9 救護所設置基準」に基づき設置する。

エ 傷病者の応急処置等を行い、必要に応じて医療機関の紹介または救急車の出動を要請し医療機関へ搬送する。その際、可能な限り付添人等を通じて診療依頼書（様式 3）を当該医療機関へ提出する。

オ 救護所は、次の書類を作成、発行し、保管する。

(7) 応急処置等のみ行う場合

救護台帳兼医療救護状況緊急報告書（様式 2）を作成し保管する。

(i) 医療機関の紹介もしくは医療機関への傷病者搬送を行う場合

a 救護台帳兼医療救護状況緊急報告書（様式 2）を作成し保管する。

b 診療依頼書（様式 3）を発行する。

(v) 随時

取り扱ったすべての医療救護に関する情報について、医療救護状況定期報告書（様式1）を作成する。

カ 報告

所属する救護本部に対し、次のとおり報告をする。

(7) 定期報告

各日の業務終了後、医療救護状況定期報告書（様式1）により報告する。

(i) 緊急報告

医療機関への傷病者搬送が発生した場合、その都度、速やかに電話連絡の上、FAXで救護台帳兼医療救護状況緊急報告書（様式2）により報告する。

キ その他

医療救護に関し、必要と認められる業務を行う。

4 指定宿泊施設における業務

(1) 指定宿泊施設管理者は、医療救護連絡員を当該施設職員の中から指名し、医療救護連絡員選任届（様式4）を県実行委員会へ提出する。

(2) 医療救護連絡員は、指定宿泊施設内で傷病者が発生した場合に次の業務を行う。

ア 受診前に医療機関へ連絡をした上で、医療機関を紹介する。

イ 必要に応じて救急車の出動を要請し医療機関へ搬送する。その際、可能な限り付添人等を通じて診療依頼書（様式3）を当該医療機関へ提出する。

ウ 次の書類を作成、発行し、保管する。

(7) 傷病者が発生した場合

救護台帳兼医療救護状況緊急報告書（様式2）を作成し保管する。

(i) 傷病者が医療機関を受診する場合

a 救護台帳兼医療救護状況緊急報告書（様式2）を作成し保管する。

b 診療依頼書（様式3）を発行する。

エ 報告

県救護本部に対し、次のとおり報告する。

(7) 発生時報告

傷病者が発生した場合は、速やかに電話連絡の上、FAXで救護台帳兼医療救護状況緊急報告書（様式2）により報告する。

(i) 最終報告

大会終了後、速やかに医療救護報告書（様式5）及び保管している救護台帳兼医療救護状況緊急報告書（様式2）を提出する。

5 医療機関における受診方法

傷病者は受診の際、救護所及び医療救護連絡員から交付を受けた診療依頼書（様

式3)を医療機関へ提出する。

6 医療救護関係職員の業務上の留意事項

- (1) 救護台帳等の作成に当たっては、傷病者に関する諸事項をできるだけ詳細に聴取し記入する。
- (2) 医療機関への搬送を要する傷病者が発生したときは、可能な限り当該傷病者の派遣元である都道府県及び政令指定都市関係者の同行を求める。
- (3) 業務上知り得た秘密（個人情報等）は漏らしてはならない。また、大会終了後も同様とする。

附 則

この要領は、平成31年3月14日から施行する。